()消防計画

(目的)

第1 この計画は、防火管理業務について必要な事項を定め、火災等を予防し、火災から人命を保護するとともに災害に関る被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2 この計画は、() に勤務し、又は出入りする全ての者に適用するものとする。

(防火管理者の業務)

第3 防火管理者の() は次の業務を行う。

- 1 消防計画の作成、検討及び変更
- 2 消防計画の周知徹底
- 3 従業員に対する任務及び責任の周知徹底
- 4 消防訓練(消火・通報・避難訓練)の計画と実施
- 5 建物等の自主的な点検及び消防用設備等の点検とその指導監督
- 6 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- 7 収容人員の把握と安全管理
- 8 管理権原者に対する助言及び報告
- 9 その他防火管理上必要な業務

(自衛消防組織)

第4 ()を自衛消防隊長とし、<u>別紙1</u>の任務及び担当員による 自衛消防隊を編成する。

(自主検査)

第5 日常の火災予防及び地震等災害発生時の出火防止を図るため予防管理組織を編成し、 別紙1の担当区域ごとに火元責任者による、建物、火気使用設備(器具)及び消防用設備 等の自主点検を行う。

(火元責任者の業務)

第6 火元責任者の業務は次のとおりとする。

- 1 <u>別紙2</u>「自主点検チェック票」に基づき、担当区域内における建築物、火気使用設備 (器具)、電気設備、危険物施設についての自主点検及び整備を年2回以上行う。
- 2 担当区域内における消防用設備等の維持管理を行う。

(消防用設備等の点検・整備)

第7 消防用設備等の点検及び整備は次のとおりとする。

- 1 法定点検及び整備は、() に委託して行う。
- 2 防火管理者は点検実施時に立ち会うこと。

(避難施設の案内及び維持管理)

第8 防火管理者は、人命の安全を確保するため屋外へ通じる避難経路図、<u>別紙3</u>のとおり全従業者に周知徹底するとともに、避難通路、避難口、避難器具、安全区画、防煙区画、防火戸その他の避難施設について有事の際に有効に機能するよう、維持管理を行う。

(防火上の維持管理)

第9 防火管理者は、建物の防火区画、防火壁、内装その他の防火上の構造について維持 管理を行う。

(収容人員の適正化)

第10 防火管理者は、従業員及び出入りする者の定員を超えて収容することのないよう 適正に管理を行う。

(防火上必要な教育)

第11 防火管理者は、従業員に対して防火管理に関する教育を実施するとともに、必要な講習の受講状況を把握し管理権原者に報告する。

(自衛消防訓練の実施)

- 第12 防火管理者は、次の訓練実施について事前に「自衛消防訓練実施通知書」により 消防長へ通知する。尚、必要に応じ訓練の指導を消防機関に要請する。
- 1 消火訓練 ~ 初期消火訓練(年2回以上)
- 2 避難訓練 ~ 避難誘導訓練(年2回以上)
- 3 通報訓練 ~ 消防機関(119番)への通報訓練

(消火活動、通報連絡及び避難訓練)

第13 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導活動について、自衛消防隊の任務分担に基づき適正に行う。

(消防機関への連絡、報告)

- 第14 関係者等は下記のとおり消防機関へ届出等を行う。
- 1 防火管理者の選任 (解任) 届出
- 2 消防計画の作成(変更)届出
- 3 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果報告
- 4 消火、通報、避難訓練を実施する際の自衛消防訓練実施通知書提出
- 5 火災予防条例に関る届出

(増改築時の消防計画作成及び火気使用又は取扱いの監督)

第15 防火管理者は、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等の工事を行う場合は、事前に「工事中の消防計画」を作成し、消防長へ届出するとともに、自ら又はその補助者により火気使用(取扱い)の立会い及び監督を行う。

(防火管理に関し必要な事項)

- 第16 勤務するすべての者は、日常業務を通じて防火管理に関する次の事項を遵守しなければならない。
- 1 避難階段、通路等には避難上支障となる物品を置かないこと。
- 2 消防用設備等の周辺には使用の際支障となる物品をおかず、機能を阻害しないこと。
- 3 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- 4 火気使用設備は、使用前後に必ず点検を行い安全を確認すること。
- 5 喫煙場所を指定するとともに、吸殻には必ず水を入れ適切に処理すること。

(防火管理業務の一部委託)

第17 防火管理業務の一部委託について、防火管理体制及び緊急時の連絡体制を受託者 との間で密接に図ること。

受託者 名称 ()

受託者事務所所在地(

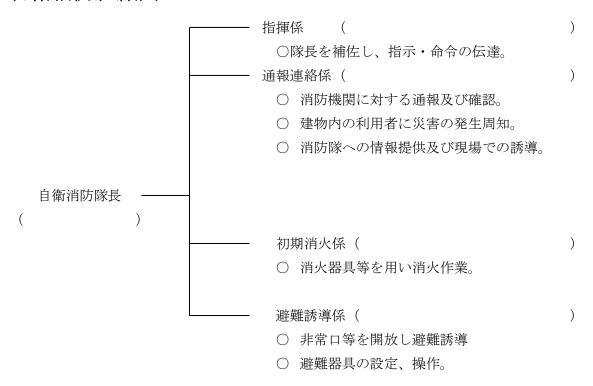
尚、受託者の任務分担、指揮命令系統等については自衛消防組織に定める。

(維持台帳)

第18 消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

この計画は、() 年() 月() 日から実施する。

自衛消防組織図



予防管理組織図

		担当区域	火元責任者	
防火管理	理者)	担当区域	火元責任者 (((((((()))))))
			()

※ 担当区域とは、厨房、事務室、各階ごと等をいう。

区分	番	点横項目	点机	魚 日		
应 为	号	点	/			
建	1	建物周囲に可燃物が放置されていないか。				
	2	屋外に危険物などが放置されていないか。				
	3	屋外において危険な状態で火気が取り扱われていないか。				
	4	通路の有効幅員を狭めたり障害物を放置していないか。				
築	5	5 出入口付近に障害物がないか。				
	6	小屋裏等を居室に使用していないか。 廊下、階段等に避難上障害となるものはないか。				
物	7					
等	8	火気設備器具等が階段下等に設けられていないか。				
	9	防火戸、防火シャッターは正常に作動するか。				
	10	構造や内装建材又は防炎処理等は許可を受けたとおりになっているか。				
	11	建物外壁等に亀裂、破損、脱落しているところがないか。				
	1	整理、整頓されているか。				
火	2	周囲の可燃物からの距離は十分か。		İ		
	3	亀裂、破損又は燃料の漏れはないか。				
気	4	安全装置の故障はないか。				
設	5	煙突等の可燃物等との距離、高さは十分か。また、容易に点検できるか。				
備	6	可燃物、壁体等の貫通部分には十分な防火装置がされているか。				
器	7	煙突等に亀裂、破損はないか。				
	8	LPGボンベは転倒防止措置がされているか。				
具	9	LPGボンベは直接日光の当たらない通風のよい場所に設けているか。				
等	10	灯油容器は安全な場所に保管し、蓋は閉められているか。				
	11	器具等の手入れはされているか。				
	1	開閉器、自動遮断器の接続部の緩みはないか。				
電	2	ヒューズは正規なものを使用しているか。				
気	3	電線が造営材等に接触していないか。				
設備器具等	4	配線器具及びコードは破損等により充電部が露出していないか。				
	5	電気器具とコードとの接触部分の緩みはないか。				
	6	ビニールコードを造営材等に固定していないか。				
	7	電気用品は破損していないか。				
	8	たこ足配線はないか。				
	1	許可証等の交付を受け、必要な資格者の選任がなされているか。				
危	2	標識、表示板は明確に表示されているか。				
険 	3	消火器等の消防用設備等の配置及び維持管理は正しくなされているか。				
物	4	漏れ、あふれ、容器等の亀裂、破損又は設備の故障、固定不良等はないか。				
施	5	十分な空地を保有し、必要な施錠等が完全にされているか。				
設 等	6	施設及び付近の整理整頓がされているか。				
守	7	安全装置、通気管、換気設備、電気設備等の管理は正しくされているか。				

避難経路図

